

令和4年度第12回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年3月10日(金)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午後2時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	なし
出席推進委員	影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 小林秀美委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農業委員会委員候補者選考委員会の委員の推薦について イ 第2号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

- オ 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- カ 第6号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について
- キ 第7号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- ク 第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
- ケ 第9号 下限面積（別段面積）の廃止について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

議長（田邊会長）

第12回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号10番の関本委員と議席番号11番の高橋委員にお願いしたいと思います。本日の欠席はありません。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条別紙の訂正を2件お願いします。番号45番から番号47番について、取得後の面積64アールを74アールに訂正願います。番号48番及び番号49番の取得後の経営面積66アールを65アールに訂正願います。以上です。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農業委員会委員候補者選考委員会の委員の推薦について議題といたします。内容について、事務局から説明してください。

事務局（河野事務局長補佐）

議案第1号、農業委員会委員候補者選考委員会の委員の推薦について、米子市農業委員選考委員会設置要綱に基づき、市長に推薦する当該選考委員の委員について、選出を求めるものです。農業委員会委員候補者選考委員会は、副市長を委員長とし、経済部長が副委員長他委員として、農業委員会事務局長、農業委員会が推薦する委員、担い手育成機構が推薦する者、その他市長が認める者の計8人以内で組織されるものでございます。市長から求められている農業委員の人数は1名でございます。選考委員の要件としましては、推薦時点で米子市農業委員会の委員であること、新たに任命する農業委員への応募者又は被推薦者及び推薦者でないことの2点でございます。選考方法でございますが、選考委員の要件を満たす委員により互選会を開催し、1名の選考委員を推薦する方法で選出していただきたいと考えています。具体的には、後ほど読み上げる委員さんのうち、互選により1名の委員さんを推薦していただくというものです。なお、農業委員会委員候補者選考委員会は1回目を3月22日、2回目を4月21日に開催予定のことです。以上、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、なにか質疑はありませんか。

質疑がないようですので、選考方法は事務局の説明どおり、選考委員の要件を満たす委員により互選会を開催し、1名の選考委員を推薦するという点について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（田邊会長）

異議がないようですので、選考方法は議案のとおりと決定いたします。

それでは、ここで、暫時休憩し、休憩中に互選会を開催いたします。この会議室の外の廊下で互選会を開いてください。

事務局（河野事務局長補佐）

それでは、お呼びします。生田委員さん、井田委員さん、大太委員さん、大縄委員さん、田邊会長さん、富田委員さん、廊下の方で互選会をお願いします。

（互選会開催）

議長（田邊会長）

互選会が終了しましたので、引き続き会議を再開します。

それでは、互選結果を事務局から発表してください。

事務局（河野事務局長補佐）

互選会の結果を発表します。互選会で代表は、田邊会長さんに決定しました。

議長（田邊会長）

よろしでしょうか。

（異議なしの声有り）

議長（田邊会長）

異議なしと認め、田邊委員を選考委員に推薦することに決定いたしました。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、6ページ、番号44の二本木から7ページ番号50の両三柳について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号44番二本木の議案について説明いたします。二本木にあります巖処理施設近くにあります田3筆合計4,808平方メートルの農地を世帯内でお贈与されるものです。取得後の経営面積は変わらず48アールです。

番号45番から番号47番の上福原の議案について説明いたします。米子消防局皆生出張所近くにありますが田5筆1,325平方メートルの農地を隣接耕作者がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は74アールです。

番号48番及び番号49番の榎原の議案について説明いたします。南部体育館近くにありますが田2筆2,686平方メートルの農地を隣接耕作者がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は65アールです。

番号50番の両三柳の議案について説明いたします。加茂中学校近くにありますが田2筆、畑2筆計2,984平方メートルの農地を譲受人がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は117アールです。

3条許可案件は以上7件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

番号44の二本木について、担当委員さんから補足があればお願いします。

能登路推進委員

議案について補足いたします。現地調査は3月1日に私一人で行いました。本件は親子関係の父から息子への贈与です。許可については問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

続いて、番号45の上福原から番号47の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

番号45から番号47議案について説明いたします。2月26日に影嶋推進委員と現地調査を行いました。いずれも場所は画面をご覧ください。

ださい。譲受人夫婦がそれぞれの自己所有地の隣地をそれぞれの譲渡し人と売買されるものです。譲受人は現在、上福原と皆生地内で水稲と野菜を作付けされており、将来的には息子さんが帰って来て耕作されると聞いています。農機具等の保有状況から見ても、問題ないと判断しました。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することには問題ないものと判断します。よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

続いて、7ページ番号48の榎原から番号49の榎原について、担当委員さんから補足があればお願ひします。

田子農業委員

48番と49番の議案について説明いたします。現地調査は2月27日に大塚推進委員と行いました。譲受人は譲渡人と同じ地区で、二十数年間耕作を続けておられます。この度合意され、売買し、そのまま耕作を続けられます。許可については問題ないと考えますのでよろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

続いて、番号50の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願ひします。

大縄農業委員

現地調査は3月1日に行いました。場所は、産業道路の加茂中の近くの田になっていますが、草が沢山生えています。私が確認した限りは大丈夫でした。よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

関本農業委員

50番の件ですが、この方は、ここで何を作ろうとしているのか、申請の時にどのように言われたのかお聞きしたいです。それで、この譲受人の方は、何回も土地を買っては転売しておられます。二日前の新聞、皆さんご覧になったかどうか知りませんが、ここに23年度着工で産業道路と安倍からの道路がT字型にがっちゃんこしています。それからずっと431号まで計画したという記事が載っています。農業をされると言われたらそうかもしれませんが、まあ、どう見ても転売目的だと私は思います。本人が農業をするというなら、まず何をするかですね。本当にこの人が農業をしてるかどうかという事をもう一度ちゃんと検証すべきだと思います。例えば、この方は今回田植機とコンバインを購入されたと報告されています。という事は、一町4反位持っておられます。水田も持っている訳ですから、本当に農業をしているんだったら水稻共済はどうなっているか、それから、農業の細目書これをちゃんと出しておられるか、農業者の義務をちゃんと為されているか、我々はもう一度確認して検証すべきだという風に私は思います。まず、これをどの様に農業をされているのか、本人がすると言っているのか、そこをちょっと確認したいと思います。

事務局（妹尾係長）

申請書の内容を申しあげたいと思います。こちらの新たに取得される農地については、枝豆、芋と書いてありますので、大豆と芋を作られるという事だと思います。併せて農作業に従事する者についての話があったかと思いますが、それについてはご本人と経験2年目の息子さんこれから手伝いをされるとのことです。以上です。

関本農業委員

私も、実際に現地に行ってみました。進入路は軽トラでギリギリで4駆でないと向こうまで行けない。それでも農業をすると言うならそうですけど。もう一度、今回立ち止まってさっき私言いましたように水稲共済どうなっているのか、そういう事を確認した上で判断してもいいんじゃないかというように思います。ま、取り合えず、私は、今回は留保して、本人さんの回答を聞いて、それからでも決して遅くないと思います。これは完全に転売するのは分かっている訳ですから、このまま、一度は立ち止まって留保して向こうの言い分を聞いて、それからでも遅くはないんじゃないかという様に私は皆さんに提案します。

能登路推進委員

先程関本委員さんから説明があったわけですが、この方は前にも土地転がしじゃないかというのがあって、本当に農業をやられるのかやられんのか、このままで行くとやはり、土地転がしになっちゃうんじゃないかと私も懸念しています。本当に農業をされるのなら、3年間なら3年間きちっと農業をされて、結果を出されてそしていかれる。その辺は農業委員会としても法律的には色々あるかも知れないが、米子の農業委員会としてある程度の縛りをかけてはどうだろうか。言うのはやっぱり農業委員さんの中でそういう委員会を作って行く中で、こういう風に米子の農業委員会はしたらどうだろうかという事を今後考えていくべきではないかと私は思います。

竹中農業委員

私もこの新聞の地図を見て、これは見事に引かかるんだろと思うが、まず、新聞まで出たという事は、恐らく都市計画法なり土地収用法なりそう言った所の目途がついたという事で新聞報道が為されたんでしょうから、それにこの土地が乗っているのかどうかは見極める必要があるのかと思います。もし、乗っているのであれば、それは転売になる訳ですから、事前にそれを農業委員会として知らずにやってしまったという事は中々難しい話でしょうし、まあ、関本さんが言われるように一旦ここは保留しといて、その辺の事実関係を一回確認した方が良くはないかと僕は思います。

事務局（日浦局長）

道がどこに付くかというのは、恐らくまだ公表されていないかという事ですが、道の隣の農地という認識は持っております。ですので、土地収用法にのってそこに道路がつくという局面はないものという認識ではおります。ま、ただ正式には発表されていませんので、まあ、道が出来たあかつきには道路の横というイメージではおります。

議長（田邊会長）

仮に留保となった場合に、何をどう調べるかというのを確認しておいてください。

事務局（日浦局長）

許可保留なのか、不許可なのかという事になるかと思いますが、先程出ました例えばあの共済の確認ですとか、他の方にはしていないのですが、この度特別にするのか、あるいは照会して答えてもらえるのかというのも考えなければなりませんので、後は本当にするのかという事に関しまして書類を出された方の立ち位置もございますので、ちょっと私の判断ではどうしたらいいか分からない所ではあるんですけども。

関本農業委員

私が提案したのは、この方が本当に農業をして行くと言われれば、それは仕方ないんですが、今までの例からして、沢山1町何反持っとられるんですが、検証したら確かに何か植わっています。ぼろぼろっとね、一列だけ何か植えてある。これ、農業していると言われたらそうです。だが、私が言うのは、今回田植機とコンバインを持って農業、あの、水田持ってるんですよ、場所的に言いますと、分かり易いのが転用予定地の周辺に何枚か持っておられます。水田持って田植やれてるんなら、水稲共済は入っているか入ってないかとか、どこに米売ったかは関係ないですね。細目書、営農計画書をちゃんと作ってそれを提出されているのか、そういう事をちゃんとお聞きしてそれで農

業やってるなら、やると言われたなら仕方ないですけど、ただ、お茶を濁してるだけならちょっと問題あるんじゃないかなというように思います。なし崩しに他人にやらせているんかも知れないし。書類上分かるのはその2点ですよ。やめるとなると問題があるかも知れないので、とりあえずもう一度本人さんにこういう事をして本当に農業をやっていかれますねという事を確認したいという事ですね。

議長（田邊会長）

どうでしょう、今意見が出ましたが、他に皆さんございませんか。決を取ってもよろしいでしょうか。

そう致しますと、番号50について、そういう事をもう一度ちょっと調べて貰って再度あげて貰うのか、今回オッケーするのかどうかの決を取りたいと思います。内容をもう一回調べて出して貰った方が良いと思う方は挙手をお願いします。

（挙手12名）

そう致しますと、挙手多数という事で、先程言われたような内容を確認して、再度出して貰うようにしたいと思います。では、事務局の方もう一度確認してください。

事務局（日浦局長）

共済と細目書と言うキーワードでまずは、申請者の方に伺いを立ててみます。それで、次の総会で良いのか臨時でしてくれという可能性がありますが、原則は、次の4月総会に向けての打診を試みることにします。

議長（田邊会長）

では、そのようにしてください。

角農業委員

今の所ですけれども、完全にあの、道路計画の隣というところなんで、あの、やっぱり何人かの農業委員が現地確認をされた方がいいかなと思います。いかにもそのこれは、3年後4年後には市が買ってくれるという所が、市が買わなくても道路の縁ですので、あの、住宅とか店とか建つという所ですので、やっぱり少なくとも会長、職務代理は見て置かれて方がいいと思いますけど。

議長（田邊会長）

ちょっと相談しながらその辺りはやっていきたいと思います。基本的には、農業をするからという事で今回出ていますので、その辺を含めて本当に農業をするのかどうか細目書をチェックしながら進めていきたいと思います。間に合えば次回出すようにしますので。

続いて、番号44から番号49について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、8ページをお願いします。

農地法関係事務処理要領の第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。9ページ、番号4の夜見町について、審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

事務局より事業計画変更申請4番について、説明いたします。詳細は議案のとおりです。本申請地につきましては、令和3年5月に一般住宅を目的とした転用許可を得ておりましたが、その後の木材の高騰により、当初計画の資金での建築ができなくなり、建築会社を変更したことで、当初事業計画と建築面積が変更となったため、事業計画変更の申請があったものです。変更自体が軽微であり、転用面積や被害防除計画は当初と変更ないため、特に問題はないと思われまます。よろしくお願いいいたします。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足説明をお願いします。

竹中農業委員

令和3年5月に転用許可が出ていましたが、その後一向に建築する気配がなく地上げだけされていたんですけども、その後どういう風になっているのか事務局の方に調べる様におねがいをしていました。結果的には物価の高騰等で建築が当初の金額で賄えなくなった為にローンが組めなくなったという事で話がありまして、今回安い建築会社の方を見つけて再度建築に向かう事で了解をしましたので、どうぞ、宜しくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ、議案第4号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは11ページ、番号6の大篠津町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

6番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、申請地の真向いにある大篠津小学校への貸駐車場を計画したものです。2月23日に角委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、除草整地

を行います。また、隣接農地との間に4メートル程度の緩衝地を設けます。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内にJR大篠津町駅がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページ、議案第5号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、13ページ、番号128の河崎について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

128番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。3月5日に大縄農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高46センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック高さ20センチメートルを4段設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、300メートル以内にJR河崎口駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号129の陰田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

佐々木推進委員

129番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。権利内容は贈与となっております。譲受人は譲渡人の娘の夫であり、娘家族の住む住宅ということです。3月2日に小西農業委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、転圧・整地を行います。擁壁等について、既存のブロックを利用します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますのでよろしく願います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号130の浦津について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路推進委員

130番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。3月1日に田邊委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高10センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、既設のブロックを利用します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、14ページ番号131の尾高から番号132の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

131番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。2月21日に尾坂推進委員と事務局とで現地確認を行いました。造成計画は、最高40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、コンクリートブロック高さ20センチメートルを2段設置します。また、一部土羽打ちを行います。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。雨水の排水について自治会長の同意を確認しています。隣接農地はありません。また、土地改良区の該当もありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。

続いて、132番の議案について説明します。申請地は、一枚ほ場を番号131と番号132とは兄弟で、親の土地を使用貸借するもの

です。転用目的、造成計画、雨水汚水排水、農地区分等は先程説明した通りです。申請を2つに分けた理由は、番号131の方には隣接農地がありませんが、番号132には隣接農地があり、同意が必要であり、同意が得られています。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号133の淀江町西原について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

富田農業委員

133番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。9号線淀江郵便局近くです。転用目的は、一般住宅を計画したものです。3月2日に池口推進委員と、現地確認を行いました。造成計画について、現状のまま利用します。雨水の排水について、敷地内溜樹から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、淀江白浜土地改良区の意見書を確認しています。農地区分について、〇〇番地は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。〇〇番地は500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、続いて、15ページ、議案第6号をお願いします。

農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（日浦局長）

非農地認定議案について説明します。資料として航空写真、現地写真をお配りしています。見ていただいてもおわかりいただけると思いますが、現況も全て山林又は原野の様相を呈しています。非農地として判断するのが適当ではないかと考えますのでご審議お願いいたします。説明は以上です。

議長（田邊会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

関本農業委員

3月6日に尾坂推進委員と現地を確認しています。現況は、写真で見てもわかりますとおり、原野、山林と認定して問題ない状態ですので、よろしく願います。

富田農業委員

淀江町稲吉、平岡、小波の土地について補足します。現況は、写真で見てもわかりますとおり、原野、山林と認定して問題ない

状態ですので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、非農地と決定します。

続いて、18ページ、議案第7号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について21ページ番号3-1から26ページ番号3-25までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

21ページ番号3-1は新規設定です。

番号3-2及び番号3-3は再設定です。

番号3-4から22ページ番号3-7は新規設定です。

番号3-8及び番号3-9は再設定です。

番号3-10は新規設定です。

23ページ番号3-11から24ページ番号3-16は再設定です。

番号3-17及び番号3-18は新規設定です。

25ページ番号3-19は再設定です。

番号3-20から番号3-22は新規設定です。

番号3-23から26ページ番号3-25は再設定です。
ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

まず、21ページ番号3-1から25ページ番号3-20までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号3-21及び番号3-22について採決したいと思います。これについては、関係者の富田委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号3-23から26ページ番号3-25について採決したいと思います。これについては、関係者の大縄委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、28ページ所有権移転各筆明細について、番号3-1から番号3-3を一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。番号3-1から番号3-3は所有者の希望により農地を買い受けるものです。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、番号3-4についてですが、この案件は、私が関係しますので、議事に参与できません。議長を会長職務代理者に代わっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (中本会長職務代理者)

会長職務代理者の中本が議長を務めさせていただきます。

それでは、番号3-4について審議いたします。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

番号3-4は所有者の希望により農地を買い受けるものです。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長 (中本会長職務代理者)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。関係者の田邊委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

議長を田邊会長に代わっていただきと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (田邊会長)

続きまして、31ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号3-1から39ページ番号3-39までを一括して審議いたし

ます。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。31ページ番号3-1から39ページ番号3-39まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので28件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替3件、Dは期間満了による更新で8件です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますとまず、39ページ3-37について採決したいと思います。これについては、関係者の角委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて残りについて採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、42ページ、議案第8号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、43ページ番号1から51ページ番号27までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の括弧書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について耕作者選定理由をご説明いたします。

44ページ番号5は新規就農者で、初めての配分です。47ページ番号20は法人を立ち上げられ、初めての配分です。個人では、295アール耕作中の方です。48ページ番号24は、耕作をしておられたお父様が亡くなられ、使用貸借権は相続されないため再度契約をされるものです。そのほか43ページ番号1から51ページ番号27は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

井田農業委員

47ページ19番の権利の設定を受ける者は117アール作っておられるという事ですが、和田で見かけたことが無いように思いますが、ちょっと確認して欲しい。

事務局（妹尾係長）

こちらについては、農林課に確認して、後ほど井田委員さんにご報告させていただきたいと思えます。

議長（田邊会長）

他にご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。まず、43ページ番号1から51ページ番号25までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて番号26について採決したいと思います。これについては、関係者の公本委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて番号27について採決したいと思います。これについては、関係者の富田委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、54ページ、議案第9号をお願いいたします。

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）の設定について、55ページのとおり提案します。

事務局より説明してください。

事務局（妹尾係長）

4月1日付けで農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、農地法の3条の下限面積の要件が適用されなくなるため、国の指示により別段面積について廃止をするという提案をさせていただくものです。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

関本農業委員

この件について、どうのこうのじゃないんですが、結局下限面積が無くなるという事は、誰でも簡単に農地を借りたり所有したりするこ

とが出来るとい事ですよ。となると、いろんな人がいろんな事を考えて農地を借りたり手に入れたりすることが、これから、まあ沢山発生する事だと思うんですよ。そうすると、我々農業委員としては、そういう事を厳正に考え行くべきじゃないかな、と考えさせられます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、他にご意見、ご質問等ございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり、下限面積を廃止することに決定します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

56ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に57ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、58ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、59ページの非農地現況証明について、1件を証明しています。

次に、60ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

次に、61ページから62ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、3件を証明しています。

次に、63ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

私からの報告は以上です。

事務局（石田主任）

お手元にお配りしております標題が、公共事業の施工に伴う附帯施設の設置の際の農地の一時転用の取扱いについてという資料についてご説明させていただきます。今までは、公共事業の施工に伴い、請負業者が附帯施設の用に供するため農地を一時転用する場合、県の通知に基づき農地転用の許可不要とされ、着手前に農業委員会への報告書を提出していただいております。この度、新たに経営支援課長通知がありまして、公共事業の施工に伴い、請負業者が附帯施設の用に供するため農地を一時転用する場合は、農地転用許可が必要との見解が示されましたので、ご承知おきくださいますようよろしくお願いいたします。なお、この取扱いは令和5年4月1日からの取扱いとなります。関係各課へは周知済みです。なお、県や市の名義で農地を借りて一時転用する場合は、今まで通り許可不要で、報告書を着手前に農業委員会へ提出することとなっています。ですので、公共事業にかかる一時転用につきましては、今後は報告書で出てくるものと許可申請で出てくるものとあるということとなります。事務局からは以上です。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（河野事務局長補佐）

4月10日（月）13時30分から、市役所旧庁舎603会議室におきまして、4月定例総会を開催予定としております。

次に、3月の農地相談会は、24日（金）に和田公民館で開催予定です。

次に、3月分の活動実績報告書ですが、出来れば3月中にご提出していただければ大変助かります。年度が変わりますので、3月分の報告書は、期限厳守をお願いします。総会での提出では間に合いませんので、申し訳ありませんが、ご協力をお願いいたします。報告用紙が足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第12回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後3時40分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員